

「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例」
小規模埋立て事業の除外申請について

袖ヶ浦市環境経済部廃棄物対策課
TEL 0438-63-1881(クリーンセンター内)

小規模埋立て事業の除外申請について

小規模埋立て事業とは

袖ヶ浦市では、土砂等による土地の埋立て・盛土による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防ぎ、市民生活の安全を確保及び生活環境の保全のため、平成10年4月1日から「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が制定されました。

条例では、市内の300㎡以上3,000㎡未満の土地において、土砂等の埋立て及び盛土行為（以下「小規模埋立て事業」という）を実施する場合は、事前に市の許可が必要と定められています。

土砂等とは、建設工事や浚渫工事等において発生する土砂において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」以外の、埋立てに供する物質全てを示します。

小規模埋立て事業除外申請について

条例では埋立て・盛土行為について全て許可が必要とされていますが、条例第6条ただし書きで一部適用を除外しています。宅地造成など土砂等の搬入を主とした事業でなく、かつ埋立て高が少ない場合では、災害の発生する可能性が低く、小規模埋立て事業許可申請手続きの費用負担を軽減するため、条例第6条第4号の規定による許可が必要ないものと市長が認めた事業として、次の除外の基準に適合する場合は許可申請を免除しようとするものです。

除外の基準

事業の内容	使用する土砂等	埋立て高
宅地造成（住宅地嵩上げ、駐車場整備含む） 農地嵩上げ	法令等に基づき許認可等が行われた採取場から採取された土砂等	概ね100cm以下 傾斜地等の場合は平均埋立て高さとする

農地の場合は、農地転用関係事務指針等による埋立て高さ以下とすること。

提出書類

除外申請には以下の書類を作成し、提出してください

- 1 小規模埋立て事業除外申請書（様式第1号）
- 2 申請者と土地所有者が異なる場合、土地使用同意書（様式第2号）
（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がなされている場合についても同様に当該権利者から土地使用同意書が必要となる。）
- 3 位置図
- 4 施工平面図・縦横断図
- 5 土砂等が採取場から採取されたことを証明できる書面等
（原本提示し、写しを提出）
- 6 公図
- 7 土地登記簿謄本
- 8 運搬搬入経路図

審査結果について

除外申請後、市が申請書の内容を確認し、関係課等供覧後、必要に応じて条件を付して免除の可否を書面で通知します。

完了確認について

事業完了後、市が完了確認を行います。